医療観察法の施行に向けた今後の進め方

	平成16年3月	4～6月	7～9月	10～12月	平成17年
[法令・組織・予算]	各種ガイドライン等の骨子（3月）（入院・通院・地域処遇・病院運営等）	組織・定員及び予算の要求事項決定（6月）（病院人員配置・移送体制等）	17年度要求基準の決定（組織・定員・予算） 各種ガイドラインの最終調整着手 17年度概算要求提出（8月末）	17年度政府予算案決定（12月末）	政省令等下位法令の制定・ガイドライン確定（1月～） 法の早期の施行（15年7月より2年以内）・指定医療機関の指定
[その他]			診療報酬審査請求の仕組み決定 審判員候補者名簿等の裁判所への提出（9月頃）	審判員候補者等に対する研修の実施（10月～）	医療機関監査要綱の策定（3月末）

[病院整備]
- 指定入院医療機関の計画的な整備（施行後の対象者の増加に応じて段階的に整備着手）
- 指定通院医療機関の確保